

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）（第二条関係）	67
三	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第三条関係）	68
四	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第四条関係）	73
五	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（第五条関係）	89
六	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）	94
七	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（附則第八条関係）	97
八	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（附則第九条関係）	98

# 地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
道府県	一〇六略	道府県	一〇六略
地方団体の種類	経費の種類	地方団体の種類	経費の種類
	測定単位		測定単位
<p>（交付税の種類等）</p> <p>第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。</p> <p>2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。</p> <p>3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。</p> <p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>		<p>（交付税の種類等）</p> <p>第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。</p> <p>2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十六に相当する額とする。</p> <p>3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の四に相当する額とする。</p> <p>（測定単位及び単位費用）</p> <p>第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	

七 災害復旧費

災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）

八 補正予算債償還費

昭和六十年年度から平成十年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金  
平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十七年までの各年度において国の補正予算等に係る事

七 災害復旧費

災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）

八 補正予算債償還費

昭和五十九年度から平成十年年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金  
平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十六年までの各年度において国の補正予算等に係る事

九 地方税減収補 填償償還費	業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成七年度から平成二十七年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 臨時財政特例 債償還費	臨時財政特例対策のため平成七年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 財源対策債 償還費	平成七年度から平成二十七年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二・十三 略	
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十七年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十五 東日本大震災 nationwide emergency disaster response measures etc. special reconstruction bonds	平成二十三年から平成二十七年までの各年度において東日本大震災 nationwide emergency disaster response measures etc. special reconstruction bonds 防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

九 地方税減収補 填償償還費	業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額 地方税の減収補填のため平成六年度から平成二十六年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 臨時財政特例 債償還費	臨時財政特例対策のため平成六年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十一 財源対策債 償還費	平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二・十三 略	
十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十六年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十五 東日本大震災 nationwide emergency disaster response measures etc. special reconstruction bonds	平成二十三年から平成二十六年までの各年度において東日本大震災 nationwide emergency disaster response measures etc. special reconstruction bonds 防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

		市町村
	一〇八略	九 補正予算債償還費
		昭和六十年から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
		平成十一年から平成十四年度まで及び平成十六年から平成二十七年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成七年度から平成二十七年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成七年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
	十二 財源対策債償還費	平成七年度から平成二十七年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三・十四略		

		市町村
	一〇八略	九 補正予算債償還費
		昭和五十九年から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
		平成十一年から平成十四年度まで及び平成十六年から平成二十六年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成六年度から平成二十六年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
	十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
	十二 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三・十四略		

十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十七年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 東日本大震災全国緊急防災等債償還費	平成二十三年から平成二十七年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇十二 略	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を	人

十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十六年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 東日本大震災全国緊急防災等債償還費	平成二十三年から平成二十六年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇十二 略	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校	人

<p>十四 略</p>	<p>含む。次号から第十六号までにおいて同じ。） の教職員に係る当該道府県の定数</p>
<p>十七 校の教職員 員数</p>	<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数</p>
<p>人</p>	<p></p>
<p>十四 校の児童 数</p>	<p>の教職員に係る当該道府県の定数 最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二條第六項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数</p>
<p>十五 校の学級 数</p>	<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数</p>
<p>十六 校の学校 数</p>	<p>最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数</p>
<p>十七 校の教職員 員数</p>	<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校 及び中等教育学校の前期課程並びに 当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数</p>
<p>人</p>	<p>学級</p>

十八 中学 校の生徒 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	人
十九 略		
二十 災害 復旧事業	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	千円
二十六 私立の学校、の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十七 三		
四十九 略		

十八 中学 校の生徒 数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二十号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	人
十九 略		
二十 災害 復旧事業	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係	千円
二十六 私立の学校、の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十七 三		
四十九 略		
十九 略		
二十 中学 校の学級 数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十一 二		
二十五 略		
二十六 私立の学校、の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校



費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国が行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十六年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年から平成二十六年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る経費又は国が行う地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十六年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金

- 
- 
- (3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こ
- 
- 

- 
- 
- (3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金
- (5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こ
- 
-

利償還金	に係る元	た地方債	許可され	め発行を	充てるた	の財源に	る事業費	算等に係	の補正予	において国	各年度に	度までの	平成十年	度から	和六十年	四十二昭	四十一略	した地方債の当該年度における元利償還金	(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	千円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	-----	------	------	------	---------------------	--	----

利償還金	に係る元	た地方債	許可され	め発行を	充てるた	の財源に	る事業費	算等に係	の補正予	において国	各年度に	度までの	平成十年	年度から	和五十九	四十二昭	四十一略	した地方債の当該年度における元利償還金	(6) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する地方債の当該年度における元利償還金	千円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	---------------------	--	----

四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	
度から平	金に充てるため平成十一年度から平成十四年度	
成十四年	まで及び平成十六年度から平成二十七年	
度まで及	の各年度において発行について同意又は許可を	
び平成十	得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金	
六年度か	又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予	
ら平成二	算により追加された歳出又は国の公共事業等予	
十七年度	備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す	
までの各	るものの額	
年度にお		
いて国の		
補正予算		
等に係る		
事業費の		
財源に充		
てるため		
発行につ		
いて同意		
又は許可		
を得た地		
方債の額		
四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税	千円

四十三 平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した	千円
成十一年	事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担	
度から平	金に充てるため平成十一年度から平成十四年度	
成十四年	まで及び平成十六年度から平成二十六年	
度まで及	の各年度において発行について同意又は許可を	
び平成十	得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金	
六年度か	又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予	
ら平成二	算により追加された歳出又は国の公共事業等予	
十六年度	備費の使用に係るものうち総務大臣が指定す	
までの各	るものの額	
年度にお		
いて国の		
補正予算		
等に係る		
事業費の		
財源に充		
てるため		
発行につ		
いて同意		
又は許可		
を得た地		
方債の額		
四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税	千円

方税の減 収補填の ため平成 七年度か ら平成二 十七年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額	割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成七年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可 された地方債の額の百分の八十に相当する額及 び平成十五年度から平成二十七年までの各年 度において特別に発行について同意又は許可を 得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、 市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人 税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二 百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市 町村に対し交付するものとされる利子割に係る 交付金（以下「利子割交付金」という。）の減 収補填のため平成七年度から平成二十七年ま での各年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当 する額	千円
四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 七年度か ら平成十 二年度ま	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号） （平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の 臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第 四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定 による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十 年度から平成四年度までの各年度における国の	

方税の減 収補填の ため平成 六年度か ら平成二 十六年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額	割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成六年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可 された地方債の額の百分の八十に相当する額及 び平成十五年度から平成二十六年度までの各年 度において特別に発行について同意又は許可を 得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、 市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人 税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二 百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市 町村に対し交付するものとされる利子割に係る 交付金（以下「利子割交付金」という。）の減 収補填のため平成六年度から平成二十六年度ま での各年度において特別に発行について同意又 は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当 する額	千円
四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 六年度か ら平成十 二年度ま	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号） （平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の 臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第 四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定 による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十 年度から平成四年度までの各年度における国の	

<p>四十七・四 方債の額 を得た地 又は許可 発行につ いて同意 を得た地 方債の額</p>	<p>の各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額</p>	<p>負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成七年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>四十六 平 成七年度 から平成 二十七年 度までの 各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 を得た地 方債の額</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成七年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>
---	---	--	---	---	-----------

<p>四十七・四 方債の額 を得た地 又は許可 発行につ いて同意 を得た地 方債の額</p>	<p>の各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額</p>	<p>負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>四十六 平 成六年度 から平成 二十六年 度までの 各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 を得た地 方債の額</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十六年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	<p>千円</p>
---	---	--	---	---	-----------

十八 略

四十九 臨

時政対

策のため

平成十三

年度から

平成二十

七年度ま

での各年

度におい

て特別に

起こすこ

とができ

ることと

された地

方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改

正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができる

十八 略

四十九 臨

時政対

策のため

平成十三

年度から

平成二十

六年度ま

での各年

度におい

て特別に

起こすこ

とができ

ることと

された地

方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改

正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による

改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができる

<p>の各年度 に お い て</p>	<p>成 二 十 七 年 度 ま で</p>	<p>平 成 二 十 三 年 度 か ら</p>	<p>五 十 平 成</p>	<p>ることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(7) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年及び平成二十七年において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年まで</p>	<p>千 円</p>
-------------------------------------	--	--	----------------------------	--	----------------

<p>の各年度 に お い て</p>	<p>成 二 十 六 年 度 ま で</p>	<p>平 成 二 十 三 年 度 か ら</p>	<p>五 十 平 成</p>	<p>ることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(7) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年まで</p>	<p>千 円</p>
-------------------------------------	--	--	----------------------------	--	----------------



<p>東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てられるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>の間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年から平成二十七年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額 (1) に掲げるものを除く。</p>
--	--

4・5 略

6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

<p>東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てられるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>の間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十六年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年及び平成二十六年において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額 (1) に掲げるものを除く。</p>
--	--

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。  
 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。  
 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(測定単位の数値の補正)

第十三条

面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正

2 略

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

- 一 人口その他測定単位の数値の多少による段階
- 二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逡減又は逡増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数

することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定によつて算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次の各号に掲げる事項を基礎として第四項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

- 一 人口その他測定単位の数値の多少による段階
- 二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次の各号に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところによつて算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逡減又は逡増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数

値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により、総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いしないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができな<sup>い</sup>か、又は適当でない<sup>と</sup>認められる経費で総務省令で定めるものについて、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政

値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法によつて、総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いしないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができな<sup>い</sup>か又は適当でない<sup>と</sup>認められる経費で総務省令で定めるものについて、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政

権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により、割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができな<sup>い</sup>か、又は適当でない<sup>と認められる</sup>経費で総務省令で定めるものについては、人口）に<sup>乗じて</sup>得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類<sup>の欄に掲げる</sup>経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類<sup>の欄に掲げる</sup>補正を行うものとする。

地方団 体の種	経費の種類	測定単位	補正の種類
------------	-------	------	-------

権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合によつて割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができな<sup>い</sup>か又は適当でない<sup>と認められる</sup>経費で総務省令で定めるものについては、人口）に<sup>乗じて</sup>得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類<sup>の欄に掲げる</sup>経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類<sup>の欄に掲げる</sup>補正を行うものとする。

地方団 体の種	経費の種類	測定単位	補正の種類
------------	-------	------	-------

道府県		類
八 補正予算債償 還費	一〇七略	
昭和六十年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可	昭和六十年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可	種別補正
		種別補正

道府県		類
八 補正予算債償 還費	一〇七略	
昭和五十九年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可	昭和五十九年度 から平成十年 度までの各年 度において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行につ いて同意又 は許可	種別補正
		種別補正

<p>十一 財源対策債 償還費</p>	<p>十一 財源対策債 償還費</p>	<p>十 臨時財政特例 債償還費</p>	<p>十 臨時財政特例 債償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填債償還費</p>
<p>平成七年度から 平成二十七年 度までの各年 度の財源対策 のため</p>	<p>平成七年度から 平成二十七年 度までの各年 度の財源対策 のため</p>	<p>平成七年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>平成七年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>を得た地方債の 額 地方税の減収補 填のため平成七 年度から平成二 十七年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>十一 財源対策債 償還費</p>	<p>十一 財源対策債 償還費</p>	<p>十 臨時財政特例 債償還費</p>	<p>十 臨時財政特例 債償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填債償還費</p>
<p>平成六年度から 平成二十六年 度までの各年 度の財源対策 のため</p>	<p>平成六年度から 平成二十六年 度までの各年 度の財源対策 のため</p>	<p>平成六年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>平成六年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>を得た地方債の 額 地方税の減収補 填のため平成六 年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	十二・十三 略	十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成二十七年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
平成二十三年から平成二十七年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行に	十五 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	種別補正		

当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	十二・十三 略	十四 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成二十六年までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	種別補正
平成二十三年から平成二十六年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行に	十五 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	種別補正		

	市町村	
	一〇七略	
	八 補正予算債償 還費	
昭和三十九年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和六十年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十七年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十七年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる	種別補正
		ついて同意又は 許可を得た地方 債の額

	市町村	
	一〇七略	
	八 補正予算債償 還費	
昭和五十九年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	昭和五十九年度 から平成十年度 までの各年度に おいて国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十六年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十六年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる	種別補正
		ついて同意又は 許可を得た地方 債の額



<p>十一 財源対策債 償還費</p>		<p>十 臨時財政特例 債償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填債償還費</p>
<p>平成二十七年 度から</p>	<p>額 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>臨時財政特例対 策のため平成七 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成七 年度から平成二 十七年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>種別補正</p>		<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>十一 財源対策債 償還費</p>		<p>十 臨時財政特例 債償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填債償還費</p>
<p>平成二六年 度から</p>	<p>額 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>臨時財政特例対 策のため平成六 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成六 年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>種別補正</p>		<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十二・十三 略 十四 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三 年から平成二十 七年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	十五 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度 から平成二十七 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に	種別補正	種別補正
---	------------------------------	--	--------------------------------	--	------	------

までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十二・十三 略 十四 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三 年から平成二十 六年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	十五 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度 から平成二十六 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に	種別補正	種別補正
---	------------------------------	--	--------------------------------	--	------	------

<p>要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>6 略</p>
<p>要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。</p> <p>7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。</p> <p>8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。</p> <p>9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。</p> <p>10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値</p>
<p>要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。</p> <p>8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。</p> <p>9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。</p> <p>10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値</p>
<p>要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。</p> <p>8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。</p> <p>9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。</p> <p>10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値</p>

の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11・12 略

#### (特別交付税の額の算定)

**第十五条** 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額

の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

#### (特別交付税の額の算定)

**第十五条** 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定によつて算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね二分の一に相当する額

以内の額となるように行うものとする。

3・4 略

(事務の区分)

**第二十四条** 第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段（これらの規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(平成二十八年度分の交付税の総額の特例)

**第四条** 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に四千百億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需

以内の額となるように行うものとする。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(事務の区分)

**第二十四条** 第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段（これらの規定を第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(平成二十七年度分の交付税の総額の特例)

**第四条** 平成二十七年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百億円を加算した額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に

要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百七十七億七千四百九十万千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号

）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千四百三十六億円

三 平成二十八年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二千七百四十六億九千五十万円

四 平成二十八年度における借入金の額に相当する額 三十二兆四千七百

十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十七年における借入金の額に相当する額 三十二兆八千百七

十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十八年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千五百八十四億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十八年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 千八百一十一億千九百万円

関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税 に充てるための五千八百九十八億千八百五十六千円 を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）

）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千九百二十六億円

三 平成二十七年における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 一兆四千五百二十九億三千七百七十五万円

四 平成二十七年における借入金の額に相当する額 三十二兆八千百七

十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十六年における借入金の額に相当する額 三十三兆千百七十

二億九千五百四十万八千円

六 平成二十七年における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千六百十四億円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十七年年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

(削る)

(削る)

(平成二十九年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特

例等)

第四条の二 平成二十九年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

八 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第

一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この号において「平成二十六年旧法」という。)附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十六年旧法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千四百八十二億八千三百六十九万八千円

2

平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた千六百五十八億九千四百九万八千円を減額する。

(平成二十八年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特

例等)

第四条の二 平成二十八年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要

な額

2 平成二十九年年度から平成四十三年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十九年年度	三千八百七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年年度	二千九百六十一億円
平成三十二年年度	二千五百三十三億円
平成三十三年年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年年度	七億円
平成四十三年度	二億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一

条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額

な額

2 平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年年度	三千八百七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年年度	二千九百六十一億円
平成三十二年年度	二千五百三十三億円
平成三十三年年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年年度	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年年度	五億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一

条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額



に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十九年年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から千八百十一億九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

#### 4 略

（削る）

に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十八年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から千八百十一億九百万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4 第一項第二号及び第三号の借入金額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

（平成二十八年度における臨時財政対策のための特例加算）

**第四条の三** 平成二十八年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成二十八年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十八年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 七九〇円
市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 七四〇円

2 略

掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成二十八年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十七年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、五三〇円
市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、四一〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表

の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数

値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十八年年度分) の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十八年年度分 の交付税に限り

、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする。

とする。

一 二兆千七百一億千九百三十九万四千円 に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆六千七百七十八億九千十万六千円 に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに

(平成二十七年年度及び平成二十八年年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十七年年度及び平成二十八年年度の各年度分の交付税に限り

、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十七年年度にあつては第十条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十八年年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆九千三百二十六億五千二百六十八万八千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに

より、補正することができる。

一 平成二十七年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十六年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

より、補正することができる。

一 平成二十六年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基

**（平成二十八年度における基準財政収入額の算定方法の特例）**

**第七条の四** 平成二十八年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

## 一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

**準財政需要額で除して得た数値**

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

**（平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）**

**第七条の四** 平成二十七年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

## 一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、「震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、「平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）

の施行による個人の道府県民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

□ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、「平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の施行による不動産取得税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法  
の施行による自動車取得税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法  
の施行による自動車税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号及び平成二十四年地方税法等改正法  
の施行による固定資産税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法  
の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百十号、平成二



十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法及び平成二十八年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十八年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法  
の施行による個人の市町村民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、  
、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法  
の施行による法人の市町村民税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法  
の施行による固定資産税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法  
の施行による軽自動車税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二

十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十八年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十八年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないことを認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十八年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成二十八年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十七年  
度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条

に規定する震災復興特別交付税に充てるための三千四

十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法

の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項の 特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十七年年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は 適當でないことを認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十七年年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十七年年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び平成二十七年年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十六年  
度震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第八号に掲げる額を  
控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八

百七十七億七千四百九十万千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十八年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十九年度における交付等)

**第十二条** 平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十八年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成二十八年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額の一部のうち、平成二十八年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十九年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十九年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十九年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の

百九十八億千八百五万六千円)の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十七年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十七年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十七年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十八年度における交付等)

**第十二条** 平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十七年震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十七年度内に交付しないで、

第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十八年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十七年震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の

規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十九年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、各地方団体に交付すべき

震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条

に規定する震災復興特別交付税の

額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十八年度にあつては同年度の特別交付税の

規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十七年震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十七年震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十七年及び平成二十八年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の

額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の

額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十七年にあつては同年度の特別交付税の

総額から附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額を、平成二十九年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十八年度及び平成二十九年年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

**第十四条** 平成二十八年度及び平成二十九年年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十八年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額のうち平成二十七年年度において交付された額を控除した額」と、平成二十九年年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額のうち平成二十八

総額から附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額を、平成二十八年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十七年年度及び平成二十八年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

**第十四条** 平成二十七年年度及び平成二十八年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十七年年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額のうち平成二十六年年度において交付された額を控除した額」と、平成二十八年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額のうち平成二十七年

度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の加算、減額及び返還)

第十五条 平成二十八年及び平成二十九年において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 平成三十年以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を

度において交付された額を控除した額」とする。

聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十条の二第四項）とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項）と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項）において準用する場合を含む。」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）とする。」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県				
二	一	警察費	警察職員数	一人につき 八、四〇三、〇〇〇 円
土木費				

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県				
二	一	警察費	警察職員数	一人につき 八、四八二、〇〇〇 円
土木費				









償還費	八 補正予算債	昭 和 六 十 年	千 円 に	八 〇 〇
	度から平	つ	き	
	三 水産行政費	水産業者数	一人につき	三三、〇〇〇
	四 商工行政費	人口	一人につき	二、〇一〇
	六 総務費			
	1 徴税費	世帯数	一世帯につき	六、〇二〇
	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、〇七九、〇〇〇
	3 地域振興費	人口	一人につき	六三六
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源	千円につき	九五〇

償還費	八 補正予算債	昭 和 五 十 九	千 円 に	八 〇 〇
	年度から平	つ	き	
	三 水産行政費	水産業者数	一人につき	三二、〇〇〇
	四 商工行政費	人口	一人につき	二、〇八〇
	六 総務費			
	1 徴税費	世帯数	一世帯につき	六、〇六〇
	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一〇三、〇〇〇
	3 地域振興費	人口	一人につき	六二五
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源	千円につき	九五〇

成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に	元 利 償 還 金	平 成 十 一 年 千 円 に	度 か ら 平 成 十 四 年 度 ま で 及 び 平 成 十 六 年 度 か ら 平 成 二 十 七 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に
---	-----------------------	--------------------------------------	---

五五

成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に	元 利 償 還 金	平 成 十 一 年 千 円 に	度 か ら 平 成 十 四 年 度 ま で 及 び 平 成 十 六 年 度 か ら 平 成 二 十 六 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に
---	-----------------------	--------------------------------------	---

五五

九 地方税減収 補填償還費										十 臨時財政特 例償還費												
充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地方税の減	収補填のた	め平成七年	度から平成	二十七年	までの各年	度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額	臨時財政特	例対策のた	め平成七年	度から平成	十二年	までの各年
千円に										千円に												
二四										三一												

九 地方税減収 補填償還費										十 臨時財政特 例償還費												
充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地方税の減	収補填のた	め平成六年	度から平成	二十六年	までの各年	度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額	臨時財政特	例対策のた	め平成六年	度から平成	十二年	までの各年
千円に										千円に												
二四										三三												



十四 臨時財政	臨時財政対 千円に	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に	補填債償還費	十三 臨時税収	臨時税収補	千円に	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該各年度に	するため当	減収を補填	の各年度の	八年度まで	から平成十	平成十年度

六四

一九

十四 臨時財政	臨時財政対 千円に	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に	補填債償還費	十三 臨時税収	臨時税収補	千円に	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該各年度に	ため当	減収を補填	の各年度の	八年度まで	から平成十	平成十年度

六五

一九

対策債償還費		策のため平	
償還費		つき	
十五 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十三 年度から平 成二十七 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同	成十三年度 から平成二 十七年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	一〇三 千円に つき

対策債償還費		策のため平	
償還費		つき	
十五 東日本大 震災全国緊急 防災施策等債 償還費	平成二十三 年度から平 成二十六 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同	成十三年度 から平成二 十六年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	一〇三 千円に つき









2	社会福祉費	人口	一人に	二一、一〇〇
3	保健衛生費	人口	一人に	七、八二〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人に	七〇、九〇〇
5	清掃費	七十五歳以上人口	一人に	九〇、六〇〇
5	産業経済費	人口	一人に	五、〇七〇
1	農業行政費	農家数	一戸に	八一、五〇〇
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人に	二六九、〇〇〇
3	商工行政費	人口	一人に	一、二八〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯	四、五三〇
2	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一九〇

2	社会福祉費	人口	一人に	二〇、五〇〇
3	保健衛生費	人口	一人に	七、九〇〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人に	七〇、二〇〇
5	清掃費	七十五歳以上人口	一人に	九〇、三〇〇
5	産業経済費	人口	一人に	五、〇七〇
1	農業行政費	農家数	一戸に	七九、六〇〇
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人に	二五〇、〇〇〇
3	商工行政費	人口	一人に	一、三二〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯	四、五四〇
2	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、二一〇

		3 地域振興費		七 災害復旧費		八 辺地対策事業債償還費	
世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源	辺地対策事業業費の財源	還金	係る元利償	は許可を得
一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
二、一六〇	一、九一〇	一、〇四三、〇〇〇	九五〇				八〇〇

		3 地域振興費		七 災害復旧費		八 辺地対策事業債償還費	
世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源	辺地対策事業業費の財源	還金	係る元利償	は許可を得
一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
二、〇二〇	一、八三〇	一、〇四三、〇〇〇	九五〇				八〇〇

		九 補正予算債 償還費			
昭 和 六 十 年	度	昭 和 六 十 年	度	昭 和 六 十 年	度
た	た	た	た	た	た
地方債に	地方債に	地方債に	地方債に	地方債に	地方債に
係る元利償	係る元利償	係る元利償	係る元利償	係る元利償	係る元利償
還金	還金	還金	還金	還金	還金
千円に	千円に	千円に	千円に	千円に	千円に
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
度	度	度	度	度	度
から平	から平	から平	から平	から平	から平
成	成	成	成	成	成
十年	十年	十年	十年	十年	十年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で
の各年度	の各年度	の各年度	の各年度	の各年度	の各年度
に	に	に	に	に	に
お	お	お	お	お	お
い	い	い	い	い	い
て	て	て	て	て	て
国	国	国	国	国	国
の	の	の	の	の	の
補正予算	補正予算	補正予算	補正予算	補正予算	補正予算
に	に	に	に	に	に
係る事	係る事	係る事	係る事	係る事	係る事
等	等	等	等	等	等
に	に	に	に	に	に
係る事	係る事	係る事	係る事	係る事	係る事
業	業	業	業	業	業
費の財源	費の財源	費の財源	費の財源	費の財源	費の財源
に	に	に	に	に	に
充てるた	充てるた	充てるた	充てるた	充てるた	充てるた
め	め	め	め	め	め
発行を許	発行を許	発行を許	発行を許	発行を許	発行を許
可	可	可	可	可	可
された地	された地	された地	された地	された地	された地
方	方	方	方	方	方
債に係る	債に係る	債に係る	債に係る	債に係る	債に係る
元	元	元	元	元	元
利償還金	利償還金	利償還金	利償還金	利償還金	利償還金
千円に	千円に	千円に	千円に	千円に	千円に
五	五	五	五	五	五
四	四	四	四	四	四
平	平	平	平	平	平
成	成	成	成	成	成
十	十	十	十	十	十
一	一	一	一	一	一
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
から	から	から	から	から	から
平	平	平	平	平	平
成	成	成	成	成	成
十	十	十	十	十	十
四	四	四	四	四	四
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で
及び平成	及び平成	及び平成	及び平成	及び平成	及び平成
十	十	十	十	十	十
六	六	六	六	六	六
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
か	か	か	か	か	か
ら	ら	ら	ら	ら	ら
平	平	平	平	平	平
成	成	成	成	成	成
二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で
七	七	七	七	七	七
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で

		九 補正予算債 償還費			
昭 和 五 十 九 年	度	昭 和 五 十 九 年	度	昭 和 五 十 九 年	度
た	た	た	た	た	た
地方債に	地方債に	地方債に	地方債に	地方債に	地方債に
係る元利償	係る元利償	係る元利償	係る元利償	係る元利償	係る元利償
還金	還金	還金	還金	還金	還金
千円に	千円に	千円に	千円に	千円に	千円に
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
度	度	度	度	度	度
から平	から平	から平	から平	から平	から平
成	成	成	成	成	成
十	十	十	十	十	十
九	九	九	九	九	九
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で
及び平成	及び平成	及び平成	及び平成	及び平成	及び平成
十	十	十	十	十	十
六	六	六	六	六	六
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
か	か	か	か	か	か
ら	ら	ら	ら	ら	ら
平	平	平	平	平	平
成	成	成	成	成	成
二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で
六	六	六	六	六	六
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
ま	ま	ま	ま	ま	ま
で	で	で	で	で	で

十一 臨時財政	臨時財政特 債の額 を得た地方 意又は許可 について同 特別に発行 度において までの各年 二十七年度 度から平成 め平成七年	補填償還費 のたつき	十 地方税減収 地方債の額	の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	千円に	二四

十一 臨時財政	臨時財政特 債の額 を得た地方 意又は許可 について同 特別に発行 度において までの各年 二十六年度 度から平成 め平成六年	補填償還費 のたつき	十 地方税減収 地方債の額	の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	千円に	二四

十三 減税補填 債償還費		十二 財源対策 債償還費										特例債償還費												
村民税に係 つき	個人の市町 千円に	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	いて発行に	各年度にお	のため当該	の財源対策	での各年度	十七年度ま	から平成二	平成七年度	地方債の額	許可された	別に発行を	において特	での各年度	十二年度ま	度から平成	め平成七年	例対策のた	つき	
													千円に											二二
																								六四

十三 減税補填 債償還費		十二 財源対策 債償還費										特例債償還費												
村民税に係 つき	個人の市町 千円に	の額	得た地方債	又は許可を	ついて同意	いて発行に	各年度にお	のため当該	の財源対策	での各年度	十六年度ま	から平成二	平成六年度	地方債の額	許可された	別に発行を	において特	での各年度	十二年度ま	度から平成	め平成六年	例対策のた	つき	
													千円に											二一
																								三四



に起こすこ において特別 成九年度に 補填債償還費	十四 臨時税収 の臨時税収補 填のため平 つき	る特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年度	から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額
		千円に																	

五三

に起こすこ において特別 成九年度に 補填債償還費	十四 臨時税収 の臨時税収補 填のため平 つき	る特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年度	から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	において特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額
		千円に																	

五三

十五 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十七年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	額	とができる こととされ た地方債の	千円に 六四
十六 東日本大 震災全国緊急 防 災 施 策 等 債 償 還 費	平成二十三 年度から平 成二十七 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊	千円に 一〇三	とができる こととされ た地方債の	千円に 一〇三

十五 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対 策のため平 成十三年度 から平成二 十六年度ま での各年度 において特 別に起こす ことができ ることとさ れた地方債 の額	額	とができる こととされ た地方債の	千円に 六五
十六 東日本大 震災全国緊急 防 災 施 策 等 債 償 還 費	平成二十三 年度から平 成二十六 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊	千円に 一〇三	とができる こととされ た地方債の	千円に 一〇三

市町村		道府県		種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	別表第二(第十二条第五項関係)	急 防 災 施 策 等 に 要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額
人口	面積	人口	面積				
一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき				
一九、〇八〇	二、四三七、〇〇〇	一〇、三九〇	一、二三四、〇〇〇	単位費用			
円		円					

市町村		道府県		種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位	別表第二(第十二条第五項関係)	急 防 災 施 策 等 に 要 す る 費 用 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 の 額
人口	面積	人口	面積				
一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき				
二〇、一八〇	二、四六七、〇〇〇	一一、二二〇	一、二六九、〇〇〇	単位費用			
円		円					

改正案	現行
<p>附則 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>（削る）</p>	<p>附則 （地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度までの地方交付税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>3 平成二十八年の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の一」とする。</p>

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、平成二十八年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度にあつては三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万円を、平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年度	控除額
平成二十九年	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、平成二十七年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年度にあつては三十二兆八千七百七十二億九千五百四十万円を、平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十二兆八千七百七十二億九千五百四十万円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年度	控除額
平成二十八	四千億円
平成二十九	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円

平成三十二年 度	八千億円
平成三十三年 度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金  
の繰入れの特例)

**第五条** 平成二十八年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金  
の額の特例)

**第九条** 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十八年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とし、平成二十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に  
応ずる同表の下欄に定める金額

平成三十二年 度	八千億円
平成三十三年 度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。  
3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金  
の繰入れの特例)

**第五条** 平成二十七年に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金  
の額の特例)

**第九条** 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十七年年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千七億円を加算した額から同項第七号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に  
応ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十九年 度	三千八百七億 円
平成三十年 度	三千三百六十七億 円
平成三十一年 度	二千九百六十一億 円
平成三十二年 度	二千五百三十三億 円
平成三十三年 度	二千九十二億 円
平成三十四年 度	千六百五十六億 円
平成三十五年 度	千二百十七億 円
平成三十六年 度	八百三十四億 円
平成三十七年 度	五百二十五億 円
平成三十八年 度	二百八十五億 円
平成三十九年 度	百三十四億 円
平成四十年 度	四十一億 円
平成四十一年 度	十四億 円
平成四十二年 度	七億 円
平成四十三年 度	二億 円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十九年 度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年 度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百

年 度	金 額
平成二十八 年度	三千四百三十六億 円
平成二十九 年度	三千八百七億 円
平成三十年 度	三千三百六十七億 円
平成三十一年 度	二千九百六十一億 円
平成三十二年 度	二千五百三十三億 円
平成三十三年 度	二千九十二億 円
平成三十四年 度	千六百五十五億 円
平成三十五年 度	千二百十六億 円
平成三十六年 度	八百三十三億 円
平成三十七年 度	五百二十四億 円
平成三十八年 度	二百八十四億 円
平成三十九年 度	百三十二億 円
平成四十年 度	三十九億 円
平成四十一年 度	十二億 円
平成四十二年 度	五億 円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年 度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百

八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

3 平成二十八年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた

八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措

置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、

当該年度における道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十七年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律

第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた



額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交  
付税特別会計に繰り入れるものとする。

額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交  
付税特別会計に繰り入れるものとする。

改正案	現行
<p>（地方債の協議等）</p> <p>第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。）</p> <p>第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）</p>	<p>（地方債の協議等）</p> <p>第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるもの）を除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうちに掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）</p>

（）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特定公的資金をもつて起こすことについて、第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは同法

第十三条第一項に規定する許可を得た

地方債の資金を変更し、第七項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

（削る）

（削る）

（削る）

#### 4 略

一〇四 略

（）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金 以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（

第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た

地方債の資金を公的資金から 公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一 第一項の規定による協議をした地方債

二 第六項の規定による届出をした地方債

三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）

の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これ

に相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金 以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は公的資金 以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

6 協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

一 第一項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金

二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなること

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 協議不要対象団体は、公的資金 以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金 以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 前項の規定による届出をした地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起こし、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならぬ。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団

認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

(削る)

9 地方公共団体が、第一項の規定による協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならぬ。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合には、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三

体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

8 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。

9 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

10 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は

起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならぬ。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合には、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

11 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三

項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をすることがどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債

並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債 の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうと  
し、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変  
更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道  
府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一  
項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しな  
い。

一 四 略

項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をすることがどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議にお  
いて同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第  
一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる  
もの並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一  
項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で  
定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

12 総務大臣は、第一項に規定する協議 における総務大臣の同意並びに前  
項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議  
会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は  
起債の方法、利率若しくは償還の方法を変  
更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道  
府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一  
項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しな  
い。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより  
算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上  
である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

五 前条第一項の規定による協議をせず、若しくは同条第六項の規定による届出をせず、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

## 六 略

## 2 略

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず若しくは同条第六項の規定による届出をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起こし又は起債

の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は

起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。



4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合において、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし

一 地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するものうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は

起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし

、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

7 略

#### (事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、又は 起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について 準用する。

7

総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

#### (事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項 の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(退職手当の財源に充てるための地方債の特例)

第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 略

附則

(退職手当の財源に充てるための地方債の特例)

第三十三条の五の五 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当（都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条の規定に基づき都道府県が負担する退職手当を含み、市町村にあつては当該都道府県が負担する退職手当を除く。以下この条及び第三十三条の八において同じ。）の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、退職手当（公営企業に係るものを除く。）の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。

以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度まで（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日まで総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年まで）の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行つていゝる当該公社の借入金償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

3・4 略

る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請

5 第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

6・7 略

（地方債の許可等）

第三十三条の七 略

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができるときは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

3 略

書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第八項 の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について 準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができるときは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号）の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

5 略

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第百八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第八項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 略

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成三十七年度までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充て

年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第百八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における第五条の三第九項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（次項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充て

るための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 略

3 第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

4・5 略

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 平成二十八年度

における第五条の

るための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項 の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について 準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 平成二十六年度及び平成二十七年における第五条の



三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同条第十項

中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五条の三第三項及び第十項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項 若しくは」と、同条第十項

中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十八年度 における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の五の七第二項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の五の七第二項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の五の七第二項」とする。

改正案

現行

（定義）

第二条 略

一 三 略

四 将来負担比率 地方公共団体のイから又までに掲げる額の合算額が  
ルからワまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額  
を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除  
した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六  
十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（チに規定する設立  
法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出  
予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定め  
る経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定  
した額に限る。）

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に  
係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが  
必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところによ  
り算定した額

（定義）

第二条 略

一 三 略

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額が  
リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額  
を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除  
した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六  
十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（ヘに規定する設立  
法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出  
予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定め  
る経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定  
した額に限る。）

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に  
係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが  
必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところによ  
り算定した額

二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額

のうち、当該設立法人の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が受益権を有する地方自治法第二百二十一条第三項に規定する信託で政令で定めるも

二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

（新設）

の（チにおいて「受益権を有する信託」という。）に係る負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

チ 当該年度の前年度末における設立法人以外の者（受益権を有する信託の受託者を除く。以下チにおいて同じ。）のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該前年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ 連結実質赤字額

又 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ル イに規定する地方債の償還額又は口からチまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ロ イに規定する地方債の償還額又は口からニまでに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で

（新設）

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又は口からヘまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

又 イに規定する地方債の償還額又は口からニまでに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で

定めるところにより算定した額

ワ 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等からの繰入れ又は二に規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 略

六 略

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 略

定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等からの繰入れ又は二に規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 略

六 略

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 略

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関

3 地方財政法第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

4 略

附則

（地方債の起債の許可の特例）

第七条 平成二十八年度 における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第八項 の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

附則

（地方債の起債の許可の特例）

第七条 平成二十六年及び平成二十七年における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十八年度 における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の七第二項」とする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）							
<p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">法律</td> <td style="text-align: center;">事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p> </td> </tr> </table>	法律	事務	略	略	<p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p>	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p>
法律	事務						
略	略						
<p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p>	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p>						

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）							
<p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">法律</td> <td style="text-align: center;">事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p> </td> </tr> </table>	法律	事務	略	略	<p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p>	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p>
法律	事務						
略	略						
<p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p>	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）</p>						

略	略	<p>る。)並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務</p> <p>二・三 略</p> <p>四 第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成三十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)</p>
<p>地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)</p>	<p>第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段(これらの規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされ</p>	

略	略	<p>る。)並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十八年度までの間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)</p> <p>三 第三十三条の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)</p> <p>四 第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)</p>
<p>地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)</p>	<p>第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段(これらの規定を第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされ</p>	



略	
略	ている事務

略	
略	ている事務

改正案	現行
<p>(債券発行等)</p> <p>第三十条 略</p> <p>2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項、第二項及び第十項（許可をどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）</p> <p>、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第五条の四第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる地方公共団体」とあるのは、次に掲げる港務局及び当該年度の前年度に生じた損失について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十一条第二項の規定による補てんを受けた港務局」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(債券発行等)</p> <p>第三十条 港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。</p> <p>2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項、第二項及び第十項（許可をどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）</p> <p>、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第五条の四第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる地方公共団体」とあるのは、次に掲げる港務局及び当該年度の前年度に生じた損失について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十一条第二項の規定による補てんを受けた港務局」と読み替えるものとする。</p> <p>3 港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならぬ。</p> <p>4 前項の償還準備金は、債券の償還の目的以外に使用してはならない。</p>

改正案	現行
<p>附則 （業務の特例） 第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成二十八年度 における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>4 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p>	<p>附則 （業務の特例） 第七条 機構は、第二十八条に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。</p> <p>2 機構が前項に規定する業務を行う場合には、当該業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。</p> <p>3 平成二十六年及び平成二十七年中における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>4 平成二十八年度 における第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の五の七第二項」とする。</p>